

## 使命規定と人権保障

日本司法書士会連合会 司法書士総合研究所 憲法研究部会  
主任研究員 白井 則邦  
研 究 員 三浦 直美  
研 究 員 中林 和典  
研 究 員 布目 貴大

司法書士法において使命規定が制定されたことにより、司法書士は法律上において人権を擁護する使命を負っている。この部会における研究は司法書士会員や司法書士会、連合会に対して憲法の価値観を伝えるということをその目的としているということを前提として、令和6年の研究テーマを「使命規定と人権保障」と定め、使命規定の意義、司法書士業務と人権保障の関連性、また人権保障のために一司法書士として何が出来るのか考えるべく、幅広い問題について研究した。